

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年7月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200942号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300066号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月18日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成26年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年6月
② 平成26年12月

年金事務所からの通知により、A社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、A社から提出された請求者の当該期間に係る賞与明細書、平成26年冬期賞与台帳の写し及び請求者が賞与の振込先とする金融機関から提出された預金元帳により、請求者は、当該期間に同社から5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料(4,368円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支給日については、事業主等の回答及び上述の預金元帳により、平成26年12月18日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成26年12月18日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情

はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、A社から提出された平成26年夏期賞与台帳の写しには、請求者の氏名は確認できない上、上述の預金元帳には、同社が賞与支払日としている平成26年6月27日において、同社から賞与の振込は確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。